

岩手県告示第1号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年1月5日

岩手県知事 増田 寛也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
孝仁病院	盛岡市中太田泉田28番地	平成18年12月17日
神の前歯科小児歯科医院	紫波郡矢巾町南矢幅第13地割29番地1	平成18年10月7日